

事務連絡
令和4年1月13日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その5）

アストラゼネカ社のワクチン（以下「AZワクチン」という。）については、「アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その4）」（令和3年9月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、令和3年10月から令和4年1月までの配分量及び配分に係る手続等についてお示ししたところです。

今般、令和4年2月以降の令和3年度における配分量及び配分に係る手続等について、下記のとおりお示ししますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いいたします。

なお、令和4年度におけるAZワクチンの接種体制等については、追ってお示しします。

記

1. 令和4年2月以降の配分量について

令和3年度内においては、令和4年2月以降も同様に、毎月十分な量のワクチンが供給される予定であることから、各都道府県の納入希望量については、希望する量の登録が可能です。

また、毎月新たなロットが供給される予定であることから、納入希望量の登録は、登録締切日の翌月の接種に使用する分として必要な量のご登録をお願いします。

2. 令和4年2月以降の配分に係る手続等について

(1) AZワクチン接種センター及びワクチン納入希望量の登録について

令和4年2月以降の配分に係るAZワクチンの接種を行う会場（AZワクチン接種センター）及び納入希望量の登録の手続については、これまでと同様とします。

(2) 令和4年2月以降の納入希望量等の登録スケジュールについて

- ・希望量登録（AZ11） 2月14日（月）15時まで
- ・ワクチン等の配送（AZ11） 2月28日（月）の週に順次配送
- ・希望量登録（AZ12） 2月28日（月）15時まで
- ・ワクチン等の配送（AZ12） 3月14日（月）の週に順次配送